

(別記)

令和6年度富岡町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

当該地域は、2011年の東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い全町避難指示となり、営農ができない状況であった。2017年4月に一部地域の避難指示が解除され、町民の帰還とともに営農再開へ向けた試験栽培及び保安全管理が始まった。また、2023年4月には「特定復興再生拠点」の避難指示が解除され、「帰還困難区域」を除く区域の避難指示が解除となった。避難指示が解除となった区域については、解除時期に合わせ、営農再開に向けた活動の推進や、農地保全を継続しながらの“段階的な営農再開”を推進していく。

現在は、水稻やたまねぎを主とした営農再開が果たされており、他の作物についても、着実に営農再開が進む状況である。一方で、長期避難による帰還意識の減退や、再開意向農家数の減少、除染によって表土を剥ぎ取られた農地の地力低下等、原発被災地を取り巻く問題は最重要課題として継続されている。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

農業者の所得向上や水田農業の発展等を図るため、土地利用型作物の推進を図るとともに、地域推奨作物とするたまねぎの作付を推進し、生産性を高め、高い収益力を確保することにより持続的な農業発展を図っていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

(1) 地域の農地の在り方

当町では令和9年度までの営農再開目標を350haとし、うち150haを水稻、30haをたまねぎの作付面積としている。

取組方針として、ハード、ソフト両面において、帰還している地元農家の面積拡大を優先的に支援してきた。しかし、地元農家による面積の拡大は限界を迎えつつあり、町単独の各種支援事業を確保し、外部法人を含めた担い手の確保及び育成への取組を強化している。

また、基幹作物の水稻以外では、土地利用型作物である「たまねぎ」を地域推奨作物とし、生産性を高め、高い収益力を確保することにより、持続的な農業発展を図り、産地化を推進していく。

(2) 地域におけるブロックローテーション体系の構築

営農再開を進めている状況にあり、現時点でのブロックローテーション等の取組は行われていないが、町内での営農再開状況を確認しつつ、地域農業者や関係機関との協議のうえ、ブロックローテーション体系の構築について検討する。

(3) 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

水田の利用状況の点検方針等については、営農計画書等を基とし、関係機関等の協力を得て現地作付確認を実施する方針としており、その結果を踏まえ既存農家及び担い手との座談会において対応方針を固めて行く。

座談会等において、水田の利用状況等を共有し、水田の利用推進と「飼料用米」「転作作物」「土地利用型作物」の作付推進を促した。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

避難指示が解除された区域については、除染が完了しモニタリング等によって安全性が確認されたほ場にて作付を実施する。また、収穫した米は全量全袋検査を行い放射能濃度が食品衛生法に定める基準値以下であることを確認して出荷する。

(2) 備蓄米

取組なし。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

米需要の動向から、飼料用米の作付も主食用米同様に推進する。主食用米同様、全量全袋検査を実施し、放射能濃度が食品衛生法に定める基準値以下であることを確認して出荷する。

イ 米粉用米

取組なし。

ウ 新市場開拓用米

取組なし。

エ WCS用稲

避難指示が解除された区域については、除染が完了しモニタリング等によって安全性が確認されたほ場において作付を実施する。また、収穫した稲は検査を行い放射能濃度が基準値以下であることを確認して畜産事業者へ出荷。耕畜連携を図る。

オ 加工用米

取組なし。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦・大豆について水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）や畑作物の直接支払交付金を活用し、作付面積の維持・拡大を図る。また、収穫物はモニタリング検査を実施し、放射能濃度が食品衛生法に定める基準値以下であることを確認して出荷する。

飼料作物（デントコーン）について、モニタリング検査を実施し、放射能濃度が基準以下であることを確認して出荷。構築連携を図る。

(5) そば、なたね

そばについて水田活用の直接支払交付金（戦略作物助成）や畑作物の直接支払交付金を積極的に活用するとともに、排水対策・土壌改良等ほ場整備や技術導入を図り、技術の高位平準化（二毛作等適期作業の普及）による品質向上や団地化、実需者の求める品種の導入に努める。

なたねについても、省力化が図れるとされていることから、油糧作物として期待されており、品質の向上を図りながら生産を推進する。

両品目とも、モニタリング検査を実施し、放射能濃度が食品衛生法に定める基準値以下であることを確認して出荷する。

(6) 地力増進作物

取組なし。

(7) 高収益作物

福島県が主体となり産地形成が図られた「たまねぎ」を継続して推進する。収穫後に放射能濃度検査を実施し、食品衛生法に定める基準値以下であることを確認して出荷する。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

| 作物等 | 前年度作付面積等 | | 当年度の作付予定面積等 | | 令和8年度の作付目標面積等 | |
|------------|----------|-----------|-------------|-----------|---------------|-----------|
| | | うち 二毛作 | | うち 二毛作 | | うち 二毛作 |
| 主食用米 | 40.2 | 0.0 | 50.0 | 0.0 | 60.0 | 0.0 |
| 備蓄米 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 飼料用米 | 56.5 | 0.0 | 65.0 | 0.0 | 80.0 | 0.0 |
| 米粉用米 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 新市場開拓用米 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| WCS用稲 | 10.2 | 0.0 | 13.0 | 0.0 | 15.0 | 0.0 |
| 加工用米 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 麦 | 0.6 | 0.0 | 3.0 | 0.0 | 5.0 | 0.0 |
| 大豆 | 8.6 | 0.3 | 9.0 | 1.0 | 10.0 | 2.0 |
| 飼料作物 | 2.4 | 0.0 | 6.0 | 0.0 | 14.0 | 0.0 |
| ・子実用とうもろこし | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| そば | 22.8 | 0.3 | 25.0 | 1.0 | 30.0 | 3.0 |
| なたね | 26.9 | 0.0 | 28.0 | 0.0 | 30.0 | 0.0 |
| 地力増進作物 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 高収益作物 | 12.4 | 0.0 | 21.0 | 0.0 | 35.0 | 0.0 |
| ・野菜 | 12.4 | 0.0 | 21.0 | 0.0 | 35.0 | 0.0 |
| たまねぎ | 9.4 | 0.0 | 15.0 | 0.0 | 25.0 | 0.0 |
| その他作物 | 3.0 | 0.0 | 6.0 | 0.0 | 10.0 | 0.0 |
| ・花き・花木 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| ・果樹 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| ・その他の高収益作物 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| その他 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |
| 畑地化 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 | 0.0 |

6 課題解決に向けた取組及び目標

| 整理 番号 | 対象作物 | 用途名 | 目標 | 令和5年度 | 令和8年度 |
|----------|-------------------------------|--------|---------------|---------|---------|
| | | | | 前年度（実績） | 目標値 |
| 1 | 飼料用米 （一般品種・多収品種） （基幹作物） | 戦略作物助成 | 飼料用米の作付 面積 | 56.5 ha | 80.0 ha |
| 2 | 野菜 （たまねぎ） （基幹作物） | 転作作物助成 | 転作作物の作付 面積 | 9.4 ha | 25.0 ha |

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名:福島県

協議会名:富岡町地域農業再生協議会

| 整理番号 | 用途 ※1 | 作期等 ※2 | 単価 (円/10a) | 対象作物 ※3 | 取組要件等 ※4 |
|------|----------|-----------|---------------|---------------------------|-------------------------------------|
| 1 | 戦略作物助成 | 1 | 20,000 | 飼料用米 (一般品種、多収品種)(基幹作物) | 新規需要米取組計画の認定、コスト低減の取組 (温湯種子消毒 等) |
| 2 | 転作作物助成 | 1 | 25,000 | 野菜(たまねぎ)(基幹作物) | 作付面積に応じて支援 |

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする用途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができますものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする用途は「1」、二毛作を対象とする用途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする用途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする用途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。